

25時行動委員会・富山

# 通信 11

2016.02.

25時行動委員会・富山

(090-7744-0122 藤岡)

E-mail:25h.action@gmail.com

Url:http://25h-action.blogspot.jp/

## 「憲法平和主義原理を唯一の戦後日本国家の 構成原理として据え直せ」——国民主義の壁を 越えて この武藤提起に応えよう！

日本国憲法の中の非戦・平和主義の原理は、国民国家の枠を超えた普遍性を帯びることができる——その憲法を、「70年間守ってきたわがニッポン」と誇ることはない。この原理には、かつて踏みにじられたアジアの人々の強い願いが込められている。

憲法を守ってきたことを誇る国民主義に陥るのでなく、その原理の普遍性で国民国家の壁を限りなく低くし、アジアの人々と共に国民主義歴史観を改める途に就かなければならない。

私・たちは、国民主義に敵対する。反国民を目指す。この列島のあちこちで反国民＝列島社会住民闘争を！

### 1月号外 補遺

#### 〈1・10緊急集会へ寄せられたアピール文〉

##### ■ 二つの「最終解決」

私は12月28日朝に「日韓両外相共同記者発表」をスマホのハフィントンポスト日本語版で知りました。

「この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する」という文言をそこに発見した時、「なにか異様に圧迫的な言い方だな」と感じる。ともあれ、これから2016年に始まるだろう南シナ海戦争へ向かう外交準備のひとつとして、絡み合う東アジア情勢

の中での政治演算にかまけていました。

ところがどうも、この言い方がノドに引っかかって仕方がない。ふと気がついたのは、これは「ユダヤ人問題の最終的解決」と同じではないかということでした。

外務省公式サイトの英訳では、” this issue is resolved finally and irreversibly with this announcement” とある。これは、ナチス親衛隊中佐アドルフ・アイヒマンによる言い回しDie Endlösung der Judenfrageの英語訳である。final solutionの表現に近いのではないか。その過程を圧縮すればこうでした。

---まず、国家社会主義ドイツ労働者党にとっての「ユダヤ人」という問題を発見する。そして「ユダヤ人」を定義し同定する。しかるのちに捕獲し、分離し収容して、その全数を抹殺することにより「最終的に解決」する。

---まず、安倍晋三政権にとっての「朝鮮人従軍慰安婦」という問題を発見する。それは彼にとって祖父の志を継ぐ「日本国家再生」への目覚めであり、権力への足がかりでした。そして、たしかに発端は「当時の軍の関与の下」ではあるが、戦時下には不可抗力だった。今では「韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出」すれば収まる問題として定義し、そう同定することによって、彼女たちの全数が老齢により世を去りさえすれば「最終的に解決」する。

このステートメントから漂う腐った臭いの素、それはこういう文脈の重なりではないか、と考えています。

▶平井玄：2016年1月4日

## － 「そこに居ない者」 のひとりから－

「日韓合意」？－今、私の身体は、自らが日本国民であることの恥ずかしさに、震えている

「日本コク憲法の主語はピープルではなくコクミンだから？

コクミン コクミンと連呼するシールズは

安保法案反対を叫ぶのに 辺野古をスルーし  
のど自慢ならぬスピーチ自慢

コクミン コクミンと連呼するたびに  
他者がこぼれ落ちてゆく

コクミンはもうひとつの排外主義  
わたしはアベよりもコクミンが怖い。」

(チエ・ジンソク「コクミン・タリヨン」から)

「日韓合意」？—今、私は、「非国民＝ピープル」として遠くまで行くことができるか  
という〈問い〉の前に、自らを立たせる時

共に〈問い〉の前に 共に遠くまで

- 「武藤一羊さんの問題提起を受けて、私たちが踏み出すべき次の一步を考える」  
—— 25時行動委員会（2015・12・27）より

**武藤提起：安倍政権の倒しかたに、来たるべき社会のあり方が規定される。**

**だからこそ「原理対原理」の闘いを！**

**—— 「憲法平和主義原理でアメリカ覇権主義原理と帝国継承原理  
を根本から引き抜くこと」へ向けて**

戦後日本国家の著しい特徴は、日本国憲法が国家の完全な構成原理として働かなかったことである。形式上は、戦後日本国家は日本国憲法によって構成されたことになっているにもかかわらず、現実には、これまで見たように、憲法原理はそれとは両立しがたいアメリカ覇権原理および帝国継承原理と並んで、それらの掣肘（せいちゅう）の下に存在したので、原理として自己を貫徹することはなかったし、できなかった。アメリカの覇権原理は、戦後日本国家の大枠を決め、そこからの脱出を許さない強制力をもつという意味で、最強のものであった。にも

かかわらずその軍事的要求は、憲法原理に阻まれて一〇〇%貫徹できなかつた。また自民党は反共であったが、日本社会を戦後ある時期までの西ドイツ社会—「赤になるより死ぬのがまし！」(Besser tod als rot!)—のような反共社会にすることはできなかつた。さらに帝国継承原理は、国家の中枢に保持されていたが、それを公然とかかげることはできなかつた。こうして、どの原理も排他的に自己を貫徹できなかつたから、どれも原理としての本来の資格を大きく失い、その結果、戦後日本国家は明確な正統化原理を持たぬ国家、逆説的に言えば、オポチュニズムを原理とする国家となった。(戦後日本における憲法平和主義の原理としての生成(5章)より)

↑これは、武藤さんの戦後日本国家に対する持論(=「3原理論」)である。そして、今夏の「戦争法案反対」の盛り上がり評して、次のように言っている。↓

「憲法平和主義原理は未だ日本国家の構成原理たり得ていない→しかし、今夏「戦争法案反対」闘争で若者たちが容易に平和価値基盤にアクセスしていた事実がある→平和価値基盤は薄く広く列島社会に堆積しており、それを生かして憲法平和主義を原理化すべき」

## **1 平和価値基盤を顕在化させ、憲法平和主義を日本国家の唯一の構成原理とするために**

- 1 安倍の「帝国継承原理」とは歴史認識で対決→明治初期にまで遡り、植民地主義と平行になった日本の近代化の在り方そのものを問題にし、帝国主義を明確に否定する
- 2 「アメリカ覇権主義原理」を日本国家の構成原理から引き抜く→米国のアジア・太平洋地域への覇権主義的振る舞いを自重させ、中国の覇権主義も批判しつつ、中国民衆を始めアジア諸国の民衆との連帯により東アジア共同体を形成し、その一員になることをもって日米安保を解体する
- 3 国家構成原理の最高表現形態として**憲法**を再度位置付け直し、諸運動の参照基準とする
  - (1) 日米安保条約との上下関係の是正・明確化→砂川判決、「統治行為論」の再審
  - (2) 1条～8条=天皇制解体
  - (3) 平和的生存権 = 前文、13条、25条の前景化
  - (4) 国家緊急権の排除→自民党憲法草案の徹底的批判
  - (5) 主語を「国民」から「ピープル」(列島に生きる民衆)へ取り戻す
- 4 1～3に取り組むためにも、これまで取り組まれてきた諸社会運動を平和価値基盤の上に

## **憲法についての議論**

### **1 そもそも【日本国憲法の基本構造とは】**

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」（前文）ために民主主義的な諸規定があるという構造→「平和主義」と「民主主義」が不可分

だから↓

9条の解釈改憲は、憲法敵視の姿勢＝立憲主義を否定する言説にならざるを得ない  
⇨改めて「平和主義」を選び取る動きは「立憲革命が始まった」と言えるのでは？  
(栗田禎子)

(・・・「改めて「平和主義」を選び取る」方向にどうやったらもって行けるか)

・日本国憲法の平和主義の背景には世界的な隠れた水脈(=19世紀末以来、帝国主義と戦争に対して抗議の声をあげてきた人々の運動の成果)がある。

そして

植民地支配を推し進め戦争への道を突き進む支配層は、必ずそれを弾圧し、自由を抑圧し、外交・軍事上の「機密」を隠してきた →

→ その意味で「隠れた水脈」とは、「平和主義」と「民主主義」が不可分に求められてきた水脈でもあった → (「今夏の闘いを水脈の最前線の闘いにふさわしいものにするべき」という結論であった)

(「現代思想 2015年10月臨時増刊号 総特集◎安保法案を問う」より)

---

### **2 9条には2つの側面がある**

・「制限的処罰的側面」—アジア侵略 二度としない (日高六郎)

・「積極的先駆的側面」—パリ不戦条約から国連憲章へ+9条2項「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」(飛躍)

安保理 対 総会 国連改革 を経て 世界へ(国連憲章の積極的理念の実現から憲法平和主義条項実現への二段階戦略)

軍事力による秩序維持か軍縮撤廃による平和構築か

大国規制による(本来の)「積極的平和主義」

—9条と25条の一体的把握

グローバリズムに奉仕する「国際貢献論」から具体的地域・生活の場に即した持続可

能な開発へ 平和的生存権

(講座戦争と現代5「平和秩序形成の課題」和田進, 渡辺治, 後藤通夫述2004年 「平和主義の原点と現在・未来」(和田進)より)

## II 「安保法制反対」の矛先が、なぜ現行の安保体制そのものへ向かわないのか？

- 1 「本土」の身代わりになって軍事植民地化している沖縄に対する想像力の欠如
- 2 脱植民地化の拒否による「アメリカ覇権主義によるアジア支配の構図」からの脱却拒否
- 3 近代化=善とみる近代化至上主義からの脱却拒否
- 4 国民主義からの脱却拒否

→ほおっかむりを決め込んだまま、マジックミラーの中にいるけれど、このままでは済まないということに気付かせねばならない=このままでは「生」の根っこが枯れていくということ

## III これまでの私・たちの思考過程

「〈68年〉からの運動と「3・11」以降の運動をどのように接続させるのか」——これが武藤提起を運動として引き受けることのカギになる→〈68年〉をまたぎ越して60年安保の丸山真男に接続した今夏の若者たちの姿に「平和価値基盤」の存在を見る武藤さん=この明るいひねり技を再度ひねれば、若者たちの「安保法制反対」の視点に〈68年〉を踏まえることで幅をもたせることの必要性を説いているとも読める

### 1 イメージから変われ—武藤提起はなぜ明るいのか

- (1) 戦後日本の民衆運動を肯定的にとらえ、「これだけ負け続けても最後は勝つ——その筋道を教えよう」という視点で貫かれている
- (2) ダーバン会議を紹介してくれているように、何世紀にもわたって全世界で繰り広げられた闘争の現段階と戦後日本の民衆運動の現段階を重ねようという、そのスケールの大きさが、なにより開放的である
- (3) 「原理対原理」という言葉の迫力(憲法平和「原理」と言い切り普遍性を獲得)
- (4) 対等性(非対称であるのに)
- (5) 根本的な変革(=日本国家の構成的解体=革命)
- (6) 諸社会運動を一つの価値に束ねて相手にぶつけるというダイナミックなイメージ

### 2 「永続敗戦論」(白井)から「脱植民地化回避システム」(武藤)へと至った思考過程

- (1) 武藤さんの3原理論を知らながら、白井の自発的隷従論の鮮やかさに目を奪われ、自分・たちも陥った陥穽↓
- (2) 国民主義 (=ナショナリズム) を離れない白井聡の立脚点のよろさを指摘、さらに↓
- (3) 冷戦構造／安保体制が、東アジア諸国に現在も強いていることと、日本国家を免罪してきたことに、必ずしも自覚的でなかったことを再認識

### 3 「戦争法案反対」運動への「評価」から「接続」の可能性を考えると「安保法制反対」の次を考えること

- (1) 運動の限界とその次を考えることは、国民主義に陥りがちな民主主義要求運動を超える視点を持たせること＝その意味では〈68年〉からの運動に出会わせ接続させることと同義ではないか↓

### 4 武藤提起の裏提起がつまり・・・

- (1) 憲法平和主義を国家の正当化原理とするということは、すべての民衆運動を憲法平和主義に立たせること→つまり民主主義を唱える新しい運動も、旧来からの運動も、そこに立てということ＝「接続」ではないか

### 5 オキュパイが新旧の運動を取り持つ？—大野論文の筆の運び

- (1) 街頭で一緒に過ごす意義を一貫して評価
- (2) ならば、新しい占拠運動の作法を取り入れ、テーマを決めて出会うための議論をすることも必要ではないか

## IV ex. この「戦争法案反対」の事態を世界的な文脈の中に置く

2015・10・04

### 1 世界的な構図

・ 国民国家の限界、国家連合の限界を露呈

〈 シリア等中東—アフリカ—国境（分割統治）—一部族（種族）支援—内戦—武装化  
打つ手ない国連の「人間の安全保障」／「持続可能な開発」

国民国家を単位とすること と 武力行使による平和維持 の限界を露呈

・ 特に シリア情勢

アサド政権VS反政府勢力VS「IS」 支援をめぐる米露対立 空爆/誤爆 大量殺戮

・求められるのは「人間の安全保障」ではなく

⇔「民衆の安全保障」＝難民や失業者の移動／避難／就労／生活の安全の保障を!

## 2 小者アベ

・小者アベは、3・11破綻以降ますます米へ傾斜。米の後ろへ隠れながらも、時々顔をのぞかせては、「国連改革/安保理常任理事国入り」をうかがう→そのために資金援助のみならず共に武力行使ができる国家を作りたい

### A 国連の場合では

「人間の安全保障」←「積極的平和主義」でコミットをアピール

しかし シリア難民を受け入れる気は毛頭ない

### B 国内的には

「安保環境の変化」を 口実にした 米軍支援安保法制の成立

→これが 代議制による「市民ナショナリズム」(＝国民主義) に対する勝利なのだろうか?—「市民ナショナリズム」の側は、シリア難民を受け入れる気概はあるのか?

## 3 この構図の中で本当にやるべきこと

「民衆の安全保障」として列島住民が本当にやるべきことは

武力介入でなく難民の逃走を助け、移動を助け、列島に歓待すること

↓ (アジア出自の在日の人々すら歓待できない「国民」が、難民を歓待できるのか?)

受け入れる方へと国家を開放し→やがて解体することへ

## 4 「平和主義」を掘り下げる

(1)・「平和主義」は一国では成り立たないはず→「平和主義国家」と言うことの矛盾

→「国民主義」では達成できない

・「平和主義」は内戦等に武力介入しないが、暴力にさらされている者たちに寄り添い、難民を積極的に受け入れねばならない(「非暴力平和隊・日本」の実践など)

・難民を受け入れることができる国家たりえているか?←内側から変わるべき

① 「在日」、日系人、外国人に対して開かれ、保障された国家か?

② フクシマ避難民に対して切り捨てない国家か?

③ 沖縄を差別し軍事植民地化していることを認め、やめる/やめさせる国家か?

(2)・9条に基づく外交政策を掘り下げる



- ① 集団的自衛権のみならず個別的自衛権の放棄を宣言するべき→9条2項の外交
- ② 日米軍事同盟・安保条約を破棄し日米平和友好条約へ
- ③ 自衛隊の災害救助隊、難民輸送隊への改編
- ④ アジアの国々への公式謝罪、国家による賠償
- ⑤ 中・露・韓との平和友好条約、北朝鮮との戦争・戦後責任を認めたいうでの関係改善

## 5 小国の一小事となるか？それとも・・・

(1)・民主主義＝デモクラシーの在り方を問う戦いだった

代議制——— 直接性

↓このはざままで生み出されるべき政治様式：路上評議会は未成立に終わる。しかし、路上で論議されるべきテーマは残る

- ① 在日アジア人、シリア難民などを歓待する「避難国家」はどのように可能か
- ② 問題は集団的自衛権と個別的自衛権の線引きにあるのではない

9条の精神は自衛権の放棄、戦力非保持にあり、それを外交に反映すべきだ

## V ええい、まどろっこしい・・・もっと端的に言えば・・・

シールズグループに国民主義からの脱却を求めること が、今一番必要

平和価値基盤が 憲法平和主義原理になれないウィークポイント

＝シールズグループが問題にできていないこと↓

薄く広く積もった平和価値基盤の一番のウィークポイントは、自分たちがかつてアジアを侵略し植民地支配した加害者の末裔でありながら、その加害者性をどのように清算すべきかをまるで考えない、被害者性の上のみ立った一国的な平和主義であるところである。今回の盛り上がり「新しい21世紀の安保闘争である」と私・たちがとても言えないのは、その点にある。

日本本土のことばかり考えて、アジアへの加害や安保体制が東アジアの近隣国や沖縄に今も緊張を強めていることにまで考えが及ばないままに、現状肯定的に個別的自衛権や安保体制そのものを認めていけば、早晩、足元をすくわれるだろう。この盛り上がり「新9条論」のように「個別的自衛権だけは守ろう、あとは必要ない」というようなところに横滑りしつつ、安保や自衛隊など既存の物はすべて認めるという現状追認の判断に、すべて持ってい

れる可能性がある。

武藤さんも、そこは冷徹に見ている。 A武藤→B徐京植→A武藤で見る

A 「さきのS E A L sの趣意書は「先の大戦による多大な犠牲と侵略の反省を経て、平和主義／自由民主主義を確立した日本には、世界をリードしていく、強い責任とポテンシャルがあります」と言うが、これもひどく甘くはないか。戦後日本は本当に「侵略の反省を経」たであろうか。「平和主義／自由民主主義」を確立したであろうか。それならなぜ安倍政権のようなものが現れたのだろうか。むしろ安倍政権の出現を許した日本は「多大な犠牲と侵略の反省を経て平和主義／自由民主主義を確立」することに失敗したことを示しているのではないか。そういう日本が「東アジアの軍縮・民主化の流れをリードしていく責任」などを買って出るのは気恥ずかしくはないか。」

(武藤：「戦後日本における憲法平和主義の原理としての生成（5章）」 P P 研HP より)

↓

B 「自分たちが他人の戦争に巻き込まれるのはゴメンだ」から、自らが他者に加害してきた日本国家の構成員であり受益者であることを自覚して、日本国家そのもののありようを根本から問い直す次元に至ることができなければ、歴史は繰り返される。今回の動きが近代史上初めて日本国民が自己中心主義を打破して他者と対話し、他者と連帯して平和を構築する契機となりうるだろうか。

(徐京植：「現代思想 2015年10月臨時増刊号 総特集◎安保法案を問う」より)

↓

C 武藤の主張は、非軍事化を要求する点で、国家の軍事力を否定し、国境を越える民主主義を要求する点で、国家主権の枠内での民主主義を不十分な民主主義とみなしており、さらに国民的アイデンティティを構築する上でかかせないナショナリズムに基づく歴史意識を否定し植民地支配の負の歴史を直視することによって、人々が「国民意識」に支配される歴史観を拒否している。言い換えれば、国家だからといって軍隊や武力を持つことは正当化されてよいのか、国際関係を視野にいれたとき、国境によって区切られた国民を主権者とするにすぎない民主主義的な合意形成の手続きは、国家間戦争を阻止する有効な手立てとして有効に機能するのか、国家と国家の間の支配の関係をそのまま両国に住む人々の相互関係とみなしてよいのか、といった近代世界秩序の根本に関わる一連の問いかけが含まれている。 (小倉利丸さんブログ：「絶対的平和主義は何処に？」より)

////////////////////////////////////

## VI さて これからの運動は

### 武藤提起・・・これからの具体的な運動の進め方は、基点を結ぶこと

「VI 代案は存在し、すでに提起されている（PP研HP）」の要約

#### 1 基点を結ぶこと

- ・ 国家の正当化原理に直結し、広域運動圏の形成へのダイナミズムを支えるうえでの基点として「安保」、「フクシマ」、沖縄、「戦後責任」の4つを取り上げる。列島社会には、運動実践を通じてさらに多くの原理的立脚点＝基点が特定できる。これらの基点を結び、面に形成する＝運動圏を形成すること。そのためには、運動間の生産的な交流と討論により、基点を結ぶこと＝開かれた想像力を駆使する熟議が必要→9条平和主義が生きた原理として再獲得され、その基礎の上にもう一つの日本列島社会の下からの設計プロセスが動き出すだろう。
- ・ 社会の中の基点に根を張った憲法9条原理は、具体的な国家の内外政策に展開することができるし、私たちの行動の手引き、運動の方針に展開することができる。東アジア、環太平洋に民衆の自立圏を出現させるという目標を立てることも可能
- ・ 帝国復権原理を平和原理で倒すとは、第1のバリアーである自己免責の壁をこわし背後に開ける光景に目を凝らすこと→大日本帝国＝近代日本の行いと思想をその発端から調べ直すことの上に、日本国のこれからの針路を定めていくこと
- ・ 時間（＝歴史認識）と空間（＝世界認識）において、歴史修正主義の囲い込み（＝「ハーフミラードーム」）を突破することで、安倍政権を倒す

#### 2 基点としての「フクシマ」

- ・ 原発再稼働が強引に推し進められているのは、国家が核武装能力を手放したくないから
- ・ 2014年5月、福井地裁樋口英明裁判長大飯原発訴訟判決＝第1の基点  
「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権」→「人格権は憲法上の権利（13条、25条）であり、また人の生命の基礎とするものであるがゆえに、我が国の法政下に置いてはこれを超える価値はほかに見出すことはできない」→「この人格権、とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる」→「原発の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきもの」＝この判決は、運動の盛り上がりを背景に下された

- ・ 第2の基点 = 反原発の原理的立場は、運転がもたらす危険だけでなく、「核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル」を除去する闘い→核兵器は人格権の基礎そのものである生命を破壊するための手段であるから、その製造や使用は許されるはずがない。
- ・ 樋口判決が示した起点は、他の基点に自然に接続する回路を備えている。

### **3 民衆の自立圏への展望—いくつかの基点から**

- ・ 第3の基点 = 沖縄は自己決定の主体として、米日の結託による植民地支配を拒否しつつ、日本政府と資格において対等な主体として対峙している。沖縄の自己決定の原理とヤマトの平和主義の原理とが生産的な相互作用に入ることは可能であり、必要である。それを可能にするのは、ヤマトが憲法平和主義によってアメリカ覇権原理から離脱するプロセスを始動し、帝国継承原理を根元から完全に引き抜き、廃棄することである。
- ・ 第4の基点 = 「戦後責任」を問う戦い→1990年代以降、戦後補償に取り組む運動があり、2000年女性国際戦犯法廷の成果 = 「慰安婦」制度の人道に対する罪としての強姦と性奴隷制の実行を断罪し、天皇を含む政府・軍関係者全員を有罪とし、日本国家による謝罪、補償ほか、「あらゆるレベルでの教科書に意味のある記述」を行うことを要請→「河野談話」は、「歴史教育を通じて永く記憶にとどめ」とあり、安倍も踏襲するとのこと→「慰安婦」問題について記述するよう指導する義務が文科省にはある
- ・ この基点からの原理的規制力の場は国家を縛るところまで及び、グローバルな規範に直接繋がっている。

### **4 グローバルな脱植民化プロセスへの合流**

- ・ 2001年のダーバン会議では、国際社会として初めて歴史に踏み込んで植民地主義を批判する宣言を行った。
- ・ 「奴隷制、奴隷貿易、アパルトヘイト、植民地主義、ジェノサイトを遺憾とし、悲劇の犠牲者たちの記憶を尊ぶ。」「植民地主義の制度と慣行の影響と存続が、今日の世界各地における社会的経済的不平等を続けさせる要因であることは遺憾である。」日本国家の脱植民地化プロセス—帝国継承原理の廃棄は、下からの「ダーバン・プロセス」の一部として展開できる。日本帝国とアメリカ帝国を串刺しにする視点がそこにある。
- ・ 原理としての九条平和主義は、運動戦略だけでなく、国家の外交方針として、安全保障政策として、また経済政策としても展開可能である。私は、米中による「複合覇権」化に対して、太平洋における非派遣化の提案をしているが、それもその試みの一つである。